

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	三浦市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.miura.kanagawa.jp/shimin-info/procedure_index.html

執行機関名 三浦市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	父又は母が死亡した子ども等に係る家庭における医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年三浦市条例第19号)別表第2の項 父又は母が死亡した子ども等に係る家庭における医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	三浦市ひとり親家庭等の医療費助成事業に関する要綱(平成4年三浦市告示第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その <u>生活の安定</u> と向上のために必要な措置を講じ、もって <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>ひとり親家庭等</u> の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の <u>福祉の増進</u> を図るため、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		三浦市ひとり親家庭等の医療費助成事業に関する要綱(平成4年三浦市告示第1号)